

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年6月11日京都市条例第4号）（行財政局人事部人事課）

市長の附属機関として新たに京都市基本計画点検委員会、京都市商業集積審議会、京都市ペット霊園対策検討審議会、京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会及び京都市指定金融機関選定委員会を設置し、それらの担任する事務並びに委員の定数及び任期を定める必要があるため次のとおり改正することとしました。

別表1京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会の項の次に、京都市基本計画点検委員会、京都市商業集積審議会、京都市ペット霊園対策検討審議会、京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会及び京都市指定金融機関選定委員会の項を追加し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市基本計画点検委員会	京都市基本計画に掲げる政策に係る事業効果及び効率性の点検並びに社会経済情勢の変化に応じた基本計画の更なる推進のための方策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市商業集積審議会	商業集積の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年

京都市ペット 霊園対策検討 審議会	ペット霊園に係る対策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市名勝円 山公園保存管 理計画策定委 員会	名勝円山公園の保存、整備及び管理のための計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市指定金 融機関選定委 員会	指定金融機関の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2年

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 4 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会の項を次のように改める。

京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会	重要文化財旧三井家下鴨別邸の保存、整備、管理及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7 人以内	2 年
京都市基本計画点検委員会	京都市基本計画に掲げる政策に係る事業効果及び効率性の点検並びに社会経済情勢の変化に応じた基本計画の更なる推進のための方策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15 人以内	1 年
京都市商業集積審議会	商業集積の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10 人以内	2 年

京都市ペット 霊園対策検討 審議会	ペット霊園に係る対策に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	10人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市名勝円 山公園保存管 理計画策定委 員会	名勝円山公園の保存，整備及び管理のための計画の策定に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	10人以内	2年
京都市指定金 融機関選定委 員会	指定金融機関の選定に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	7人以内	2年

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)